

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
〔全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本証券業協会、
生命保険協会、日本損害保険協会〕

令和元年 9 月
(LIBOR 関連抜粋版)

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- 2012 年に顕在化した LIBOR 不正操作問題を受けて、国内外で金利指標改革の検討がなされる中、英 F C A ベイリー長官が、「2021 年末以降、LIBOR 維持のため、銀行にレート呈示を強制する権限の行使は行わない」旨、表明したことに伴い、LIBOR の公表が 2021 年末以降は恒久的に停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているため、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。
- そのため、「2021 年末」という時限を意識した対応が求められるが、金融機関に求められる具体的な対応策の例を数点申し上げる。
 - ① 取り扱う金融商品・取引のうち、LIBOR を参照しているものの包括的な洗い出し
 - ② 顧客保護の観点から、LIBOR 参照商品の取引がある顧客に対する説明も含め適切な契約内容の見直し体制の整備
 - ③ 金融取引以外で LIBOR を参照している財務・管理会計やリスク管理等の業務の特定
 - ④ システムへの影響調査、及びその結果を踏まえたシステム開発
- また、証券会社におかれては、投資家説明会の開催、発行体による社債権者集会開催のサポート等、発行体と協力しながら投資家向けの対応を実施する必要。

- 今、申し上げた点以外にも対応すべきことは多くあり、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、混乱を招かぬよう対応をお願いしたい。金融庁としても、「実践と方針」で触れているとおり、LIBOR からの円滑な移行を図るため、市場全体の取組みを支援していくとともに、顧客保護の観点も含め、金融機関側の移行計画や LIBOR エクスポージャーの把握調査など、必要なモニタリングを実施していく所存。